

# 産業建設常任委員会記録

令和4年9月8日

【開催日】 令和4年9月8日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時1分～午後2時6分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	傍聴議員	長谷川知司
傍聴議員	宮本政志	紹介議員	伊場勇
紹介議員	前田浩司		

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	辻村征宏
公営競技事務所長	桶谷一博	公営競技事務所次長	木村清次郎
公営競技事務所主幹	大下賢二		

【参考人出席者】

参考人	末永博子		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

局次長	島津克則	主査兼議事係長	中村潤之介
-----	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 請願第3号 市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書
- 2 議案第53号 令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について (公営)
- 3 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について

#### 4 閉会中の継続調査事項について

---

午前10時 開会

---

藤岡修美委員長 おはようございます。それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。審査内容は、1番、請願第3号市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書を議題として審査します。本日は、紹介議員として伊場勇紹介議員、前田浩司紹介議員の出席を得ております。また、参考人として末永博子さんの出席を得ております。ありがとうございます。それでは、委員会を代表して、参考人に御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席を賜り、ありがとうございます。委員会を代表して、心から厚く御礼を申し上げます。本日は忌たんのない御意見をお述べいただくようお願いいたします。また、委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報についての発言を控えていただくようお願いいたします。それでは本日の議事進行について申し上げます。本請願について、まず、参考人から説明していただき、その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑することができないこととなっておりますので、併せて了承をお願いいたします。それでは、末永さんよろしく申し上げます。（発言する者あり）その前に、紹介議員から何かあれば申し上げます。

伊場勇紹介議員 皆さんおはようございます。産業建設常任委員会の皆様には定例会中に貴重なお時間を頂きまして誠にありがとうございます。まず一つは、初めに訂正させてください。資料をお配りしております。資料①の上段のところ「被害の帽子」という漢字が少し間違っていましたので、訂正をお願いいたします。この鳥獣被害防止対策につきましては、昨今の環境の変化によりいろいろメディアでも取り上げられております

が、先日、山口市でも、猿による被害ということで全国的に取上げられました。この鳥獣被害については、正しい認識、そして、正しい危機感と正しい体制の構築が必要であると思っております。また近隣市、下関市、美祢市、宇部市では、この鳥獣対策に相当、本腰を入れて、何とか取り掛かっているところです。となると、考えられるのは、その鳥獣が山陽小野田市に集まってくることも、考えられます。リスクが高くなっていくということも感じるということです。担当委員会として、この問題に対して、各課、担当課において御助言、御提案いただきますようよろしくお願い申し上げます。

末永博子参考人 本日は貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。先ほどは訂正もありがとうございました。それでは、座って続けさせていただきます。私は、市民の安心と安全を守る会、200名の代表の末永博子と申します。この度は、山陽小野田市の市民が安心して暮らせるまちになるように、市が市民のための鳥獣被害防止対策をしていただきたく、請願を出させていただきました。きっかけは、子供たちが野生鳥獣を頻繁に目撃するようになり、不安や恐怖を感じていること、保護者が、野生鳥獣の目撃情報の連絡を頻繁に受けて、子供たち、家族、自分をどう守ればよいか分からず、不安になっていること、人的被害が出るのは時間の問題だと思ったこと、そして、市民の安心安全を守るために、命懸けで野生鳥獣と戦い、捕獲や駆除をされている猟師の方々が苦しんでいらっしゃる、さらに、仲間の猟師を助けようとされている猟師の方々が、不公平な対応を受けていらっしゃることを知ったことです。今年7月から、市の野生鳥獣問題について知り、いろいろと調べていく中で、山陽小野田市の鳥獣被害防止計画書が、近隣市に比べて、市民の安全を守るには不十分な計画であること、そして、今年3月15日の一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会記録から、市が市民のことを第一に考えて、鳥獣被害防止計画が立てられていないと感じました。今のままでは、もっと、野生鳥獣による被害が増え、人的被害が出るのも、時間の問題です。もっと多くの市民が、不安や恐怖を感じるようになります。

そして、野生鳥獣が増え続ける中、市の予算が足りないということで、猟師の方々は、もっと苦しい思いをされるようになります。山陽小野田市は、「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて取り組んでいます。この野生鳥獣問題の解決は不可欠だと思います。来年度からの鳥獣被害防止計画は、市民の安全を第一に考えて作られること、国からの交付金を利用しながら、被害防止のための対策が十分に実施されるようにしていただきたいと願います。それでは、本題に入らせていただきます。件名です。「市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願について」。請願趣旨です。山陽小野田市では、野生鳥獣の目撃情報や田畑の被害が増え、市民は不安を抱えています。そこで、私たちは、市民の安全を守り、市が鳥獣被害防止に十分な予算を組むために、国からの交付金等を利用することを提案します。国は、令和4年度の鳥獣被害防止総合対策交付金を予算120億5,600万円計上しています。市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農作物被害のみならず、農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害を防止するための支援を行っています。捕獲活動、侵入防止柵、生息環境管理、処理加工施設や焼却施設等の整備、ジビエ利用活用等の取組に対して交付金を、現在の山陽小野田市の計画では十分に受けることができません。鳥獣被害を子供からお年寄りまでの命に関わる重大な問題と捉え、地域の実情を踏まえ、早急に現在の計画を改正することを強く求めます。また、その計画に準じて、市、市民、駆除隊の方々が、国からの交付金を受け、近隣市と同様、鳥獣被害対策実施隊員に民間隊員を加え、市民のための十分な鳥獣被害防止対策をできるようにしていただきたく、次のことを請願します。請願項目1です。市民の安心安全を守るため、野生鳥獣を目撃した場合の連絡窓口を市民に分かりやすくしてください。また、連絡をしたら、すぐに対応できる組織体制を早急に構築してください。現在、対応が数日後になることがあり、何のために連絡したか分かりません。子供たちの前に、野生鳥獣が出たときは、一刻を争います。2、具体的に国が示している交付金メニューを早急に実行していただくことを求めます。山陽小野田市鳥獣被害防止

計画書に下記の内容を記載し、そして、交付金を受けて、これらの国の事業を市が実施するために、各事業の関係事業者を協議会に加えていただくことを求めます。ア、処理加工施設の取組、捕獲等した鳥獣の利用方法として、現在、山陽小野市に二つあるジビエ処理加工施設の利用、取組を記載し、山陽小野田市がジビエ利活用への支援の交付金を申請できるように求めます。お手元の資料②の山陽小野田市鳥獣被害防止計画の2、処理加工施設の取組を御覧ください。（2）処理加工施設の取組では、該当なしとありますが、既に市の処理加工施設は、いろいろな取組をされています。次に、この資料の上のジビエ関係交付金事業について御覧ください。1、捕獲鳥獣をジビエ等（食肉、ペットフード、皮革）などとして利用する取組の拡大に向けて、国産ジビエ認証取得や商談会への出展、ジビエ商品の開発等の支援は、補助率が定額支援、限度額は、市町村につき300万円となっております。2、処理加工施設における新たな担い手の確保・育成のため、処理加工施設が新たに雇用契約した従業員又はこれから雇用契約をする従業員を対象とした処理加工工場で行うOJT研修の支援も、補助率は定額となっております。限度額は、1施設当たり192万円です。3、捕獲頭数に応じた活動経費の支援も補助率は定額です、上限単位は、イノシシ、鹿、ジビエ利用ですと、1頭につき9,000円の活動経費が支援されるようになっております。しかし、市は国からのこれらの交付金を受けられていません。請願項目に戻っていただけますでしょうか。捕獲等した対象鳥獣の適切な処理、有効利用については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に係る法律第10条にあるとおり、地方公共団体、民間の団体、その他の関係者が連携を図りながら協力して取り組む必要があります。資料①の特措法第10条の2を御覧ください。第10条の2第3項で、国は、国、地方公共団体、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工、流通又は販売を行う事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより、捕獲等鳥獣の有効利用が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする定められています。請願項目に戻っ

ていただけますでしょうか。イ、山陽小野田市には、捕獲OJT研修、ジビエやOJT研修、捕獲技術の取得など、研修、講習、育成をされている方々、狩猟学校があり、受講されている方々に対して、受講費用、研修費用に対し、国の交付金が申請できるよう、計画の整備を求めます。お手元の資料③を御覧ください。鳥獣の捕獲等にかかる人材化を確保するため、狩猟免許取得時、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術の習得及び高度な捕獲技術者の育成などの様々な研修、講習などの受講費用等について支援するという国の交付金事業があります。1、狩猟免許を持っていない方への支援、2、狩猟免許取得後の方、経験の浅い方への支援、3、捕獲技術の高度化を目指す方への支援。以上の事業も交付金を受けて実施することができていません。それでは請願項目に戻っていただけますでしょうか。ウ、国から山陽小野田市への「捕獲機材の導入経費の支援の交付金」が不足しているのか、一部の猟師は、わな等捕獲機材導入経費の補助金をもらえておらず、箱わな、くくりわな、囲いわな等の経費を全額自己負担されていると聞いています。平等、公平に交付金が支払われるよう、令和5年度の「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」の捕獲計画数を上げ、国からの捕獲機材の導入経費の支援が十分に受けられるよう求めます。上記アからウの全ての国の事業は有害鳥獣対策協議会が事業実施主体として行うことになっています。特措法第4条、資料①の鳥獣被害防止特措法第4条の2を御覧ください。資料①の一番上にあります。第4条の2第2項で、協議会は市町村のほか、農林漁業団ほか、被害防止施策の実施に携わるもの及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者を持って構成すると法律で定められています。請願項目に戻っていただけますでしょうか。上から2行目です。上記、アからウの、国が支援する事業内容を市が行うには、協議会にその事業関係者が構成員に入っていないければ、国からの交付金を受けて事業を実行することができません。「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」を作成するに当たり、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の構成員に、山陽小野田市各地域の鳥獣被害状況に詳しい人材（捕獲、駆除実績のある専門家）、学識経験者、技術指導者、ジビエ等利用活用関係

者、実際に鳥獣被害が深刻な地区の地域住民が推薦する者及び民間の鳥獣被害対策実施隊員を加えることを求めます。3、鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣被害対策実施隊員に、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる民間隊員（非常勤公務員）を採用し、さらにその中から、市長が対象鳥獣捕獲員（捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許保持者）を任命することを求めます。そして、民間の実施隊員の設置に必要な条例を定めていただくことを求めます。近隣市と同規模の対策を講じていかなければ、被害は山陽小野田市に集中することが考えられます。山陽小野田市も対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置、その他、被害防止計画に基づく被害防止策を適切に実施していただくために、多様な人材の活用を求めます。これについてはお手元の資料①、第9条第3項を御覧ください。第9条第3項として、鳥獣被害対策実施隊は次に掲げるものをもって充てる。第2号として、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命するもの。第4項として、市町村長は、前項第2号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする。第6項として、第3項第2号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とすると法で定められています。請願項目に戻ってください。民間の鳥獣被害対策実施隊員は非常勤公務員となりますが、実施隊員の報酬や災害補償は地方公共団体の条例で定めることとなっています。民間の実施隊員の設置に必要な手続として、この条例を早急に制定していただくことを求めます。これについては、資料①、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のために施策を実施するための基本的な指針を御覧ください。（2）鳥獣被害対策実施隊、④鳥獣被害対策実施隊員の身分等です。鳥獣被害対策実施隊員のうち鳥獣被害防止特措法第9条第3項第2号に掲げる市町村長が任命する者については、地方公務員法その他の関係法令の規定に基づき、非常勤公務員として、被害防止対策に係る活動に対する報酬が支給されるとともに、

当該活動において発生した災害に対する補償が行われることとなる。非常勤の鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び災害補償については、地方公共団体の条例で定めるものとなっております。請願項目4に戻ってください。県内複数の市（下関市、美祢市、下松市）の被害防止対策計画書のように、令和5年度の「山陽小野田市被害防止計画書」には「捕獲計画数の設定の考え方」に過去数年の捕獲数を記載し、市民に対象鳥獣の捕獲計画数の根拠が明確に分かるようにすることを求めます。また、各地域の鳥獣被害に詳しい専門家や地域住民と共に調査し、各野生鳥獣の捕獲計画数を設定することを求めます。資料②の山陽小野田市被害防止計画の捕獲計画数の設定の考え方を御覧ください。資料②の真ん中にあります。現在の山陽小野田市鳥獣被害防止計画より抜粋しております。捕獲計画数の設定の考え方には、山陽小野田市における有害鳥獣捕獲実績を基にとありますが、計画数は前年度の実績の数の半分以下の数になっております。捕獲実績数は資料③の下表にあります。請願項目に戻ってください。5、多くの市民が鳥獣被害の恐ろしさやその防止対策や交付金のことについて知り、市全体でこの問題に取り組めるよう、回覧版や議会だより等で告知し、自治会、学校等で、専門家による勉強会を定期的で開催し、またそのような勉強会の開催を市から促していただけるよう求めます。以上が請願項目となります。ありがとうございます。

藤岡修美委員長 末永さんにおかれましては、資料を交えた丁寧な説明ありがとうございました。以上で、請願の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質問のある委員の挙手を求めます。

森山喜久委員 おはようございます。丁寧な説明をありがとうございます。それでは、請願項目1からでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）まず請願項目1のところ、ちょっと最初に気になったのが、2行目の後ろで、「現在、対応が数日後になることがある」と。連絡しても、市の対応は数日後になることがあるという実例があったんですか。

末永博子参考人　　ございます。8月の半ばなんですけども、私の生徒が土曜日の夜9時に、大きいイノシシ1頭とウリ坊5頭を家の駐車場の数メートル先で発見したということを知りました。家族4人で、車に乗っているときに、それを発見したそうです。次の日、日曜日のお昼近くの午前中なんですけども、私はレッスンがありまして、そこで、中学生の女の子なんですけども、第一声が「先生怖い。大きいイノシシとウリ坊5匹が家の近くに出た」って。「だけど、お母さんはやっぱりウリ坊、かわいいから連絡できない。だけど、先生怖い」と助けを求めてくれました。レッスンの後に、「私が、代わりに連絡を市にしてあげるから、大丈夫よ」と返しました。もうその顔が、今でも忘れられません。その子は、実際は朝にもウリ坊を見ておりまして、ウリ坊がいる、赤ちゃんがいる、親のイノシシは凶暴になっております。それも生徒は知っております。なので、中学生の女の子なんですけども、家族が心配でならないということも私に伝えていました。レッスンの初めにそういうことを言うということは、本当に怖かったんだと思います。なので、お昼過ぎになって、レッスンの後だったんですけども、市役所に電話しました。市役所に電話すると、そこにいた警備の方が分からないんですけども、その方が、「農林水産課に連絡する」ということで、お電話を切りました。その15分後に農林水産課の方からお電話を頂きまして、「担当ではない」と、まずおっしゃられました。「今日は日曜日ですので、明日、月曜日に対応してもいいですか」と言われました。「子供が怖がっているので、明日とかではなくて、今日お願いできませんか」と伝えましたが、農林水産課の方は「私は担当ではないので、今日担当ができるかを聞いて、折り返しお電話します」とこちらにお話しくださいました。しかし、私は中学生の女の子の怖がっている顔が忘れられなくて、今、狩猟期間ではないということ、市からの要請がなければ駆除隊員が現場に行けないということも知っておりましたので、市議会議員のお1人で、私がよくお世話になっていて、市民のことをとても大切にしてくださっている方にお電話して、「駆除隊の方に準備していただくことができませんか」ということは少しお伝えしました。その方が、山陽小野田市で一番駆除さ

れている方に御連絡していただいて、議員から、お電話が折り返しあり、「今その駆除隊員の方がスタンバイしているからね。安心しいや」ということで、お電話を頂き、ほっとしました。最初の農林水産課の電話の50分後に農林水産課の方から電話があったんですけども、その人も最初、「農林水産課ですか担当ではございません」ということでまずお電話がありました。その方は、朝、赤崎でイノシシの目撃のお電話があって、行って帰ってきたばかりだと。だけど担当ではないと言われました。その方は行ったんですが、赤崎にイノシシがいなかったということで、そのまま戻ってきたということで、わなもかけていらっしやらないということでした。もし現場にいて、イノシシがいれば状況を見て山に追い払ったり、また猟友会に電話をしたりするけれども、猟友会も現場で捕獲できそうで、鉄砲を使える場所なら捕獲するし、そうでなければ追い払うという説明を受けました。駆除隊に市役所が連絡するのではなくて猟友会に電話するということもお伺いしました。取りあえず、「私の生徒が怖がっているので、わなだけでもお願いできませんか。駆除隊の方が待っていらっしやるんです」と最後にお伝えしたんですけども、結局、「月曜日以降になります」、「わなもかけることができない」と。「また目撃したら、お電話ください」と言われたんですけども、「夜は危険で怖いので、連絡されても困るので、警察に電話してください」と、お話いただきました。私が「警察では、狩猟免許を持っている方がいらっしやるんですか」と聞いたら、「いません」という答えがありました。結局、その後も、駆除隊の方には電話されていないのではないかなど、農林水産課の方々からはその後連絡はなかったので、ただただ私たちは不安になるだけで、全くその対応をされていない、対応ができないんだと思うんですけども、狩猟免許を持った方、駆除隊がいらっしやるのに、土日でも、ちゃんとスタンバイしてくださる方、あと夜でも駆除とか、捕獲とかされていらっしやる方がいらっしやるのに、そこに連絡を取って、何か防護、わなをかけるなり、何かしていただかないと、今度目撃して被害に遭ったら、人的被害になってしまったらどうするのかという不安が募るばかりでした。なので対策を、組織体制の改正を是非お願い

したいと思います。

森山喜久委員 確認なんですけれど、一応、市に連絡して、折り返し電話が来た。でも、結果的にその状況をお伝えして、現地確認及び猟友会若しくは駆除隊の出動要請は、市がされなかったということでもよろしいでしょうか。

末永博子参考人 そうだと思います。

森山喜久委員 あと、目撃されたのは土曜日という話だったんですけど、その中で、保護者の方は、結局ウリ坊がかわいいからという頭もあったんでしょうけど、そもそも、連絡先が分からないからしなかったのか、それとも今言われたように、子連れだからいいんじゃないかという判断だったとか、その辺、お聞きしていらっしゃいますかね。

末永博子参考人 狩猟学校の方に、私の教室で勉強会をしていただきました。なぜかというと、私の生徒は小郡から来る方もいらっしゃるんですけども、7月の初めに、山陽小野田市で猿を見たということで、とても危機感を持っていました。それで、いろいろと猟師の方々に質問がありまして、私が調べる中で、一番実績のある方がいらっしゃるということで、しかも狩猟学校をされているということで、子供の教育にはとても慣れていらっしゃると私が感じましたので、勉強会をしていただきました。その中で、一番重要なこととして、目撃したらどこにお電話するかをお伺いしました。実際、保護者の方々はその勉強会の前は、どこに電話すればいいか全く分からなかったんですけども、私がアンケートを取ったところ、その勉強会の後に、「不安が少しなくなった」と、「どこに電話すればいいか分かるようになった」と。それが7月の末でした。今回のことは、その2週間後に起こっておりまして、お母様、生徒、皆さん、どこに電話すればよいか分かっておりましたので、生徒は、保護者、親がされないの、私に助けを求めに来たんだと思います。

森山喜久委員 勉強会をされたから分かった、勉強会の前は、保護者の方々は、どこに連絡したらよいのか一切分からなかったという理解でよろしいですかね。

末永博子参考人 そうです。実際に私もお声をたくさん聞きまして、私自身も分からなかったので、勉強会の後に知りました。

森山喜久委員 それならば、やはり請願項目1の、連絡の窓口をしっかりと分かりやすくするという、そして組織体制、人が足りないのであれば、人をちゃんと増員しながら、早急に対応できるようなことをしてほしいというのが、一番の趣旨ということではよろしいでしょうか。

末永博子参考人 さらに、付け加えてなんですけども、小郡から来る私の生徒が、朝に猿を見た。そこで、「農林水産課の電話番号が長いので覚えられない」と言っておりました。なので、小さい子でも、お母様、お父様がお仕事に行かれている間、1人でいても目撃したらすぐ電話を、110番のように短い電話番号で、緊急連絡先として、電話のところに貼るようなステッカーなどがあればいいのかなと思っております。110番はとても覚えやすく、110番を知っているが農林水産課は知らないという意見が子供たちの中から出ております。さらに、自分の住所が分からないので、警察に電話しても助けに来てくれないのではないかとということだったので、その辺も学校等で、緊急連絡先プラス御自分の住所を電話の近くに貼るなど対策していただければ、子供たちの不安もなくなるのではないかと思います。

矢田松夫委員 御苦労様です。私も鳥獣被害を受けている側でありますので、先ほどからの説明については、ひしひしと感じております。そこで基本的なことをお聞きするんですけど、今回請願の名前が「市民の安心と安全を守る会」と。普通そういう団体というのは、例えば、その食の安

全とか、あるいは交通事故とか、そういった命に関することの請願が多いわけです。本来なら、こういう鳥獣被害については、例えば利害関係の団体、猟友会などの団体が、本来なら出すべきものなんです。あえて、こういった団体の会の方が出すという気持ちは、先ほどからの鳥獣被害の体験を受けたから、こういう会を作って出したと。この基本的な考えをお聞きしたいんですが。

末永博子参考人 私も実際に、個人で被害を受けたということはないんですけども、私の生徒プラス保護者の方で100名近くいらっしゃいます。その方々の不安、鳥獣を見た、特に竜王や有帆の方、あと山陽の方々は、頻繁に見ると。ただ、どういうふうにして自分を守ればよいのか分からないと。畑に作物を植えても、私たちは根しか食べられない。あと柵をしても、破られる。そういうたくさんの方々の不安の声、対策しても、結局、何もよい結果にならないという不安、そういう声をたくさん頂きました。そこで私は、市のいろいろな対策のこと、計画書を調べる中で、全く不十分だなと実感しまして、これは、請願として出して、市民の声として取り上げていただかないと解決できないのではないかと思います、請願を出させていただきました。なので、集めると今200名ですけども、期間が少なかったのも、もっとたくさんの方たちが不安になっていると思うので、今後また会に賛同される方々はいらっしゃるのではないかなと思っています。

矢田松夫委員 請願の中で、鳥獣被害対策実施隊員のことを言われまして、要綱で本市は確かに定めているんです。これを条例化すると、もっと生きるものになると私は思うんです。例えば保証とか、保証っちゅうのは実費弁償、あるいは日頃のけがとか、いわゆる公務災害とか、そういう目に遭いますよね、相手が凶暴ですからね。そういったことを求めるほうがいいんだろうと思うんですが、その辺はいかがですか。要綱をもっと条例化していくような運動もされることがいいと思うんですが、それはこの次に考えておられますか。

末永博子参考人 私が、その辺がちょっとよく分からないんですけども、一応この基本的な指針で、条例で定めるものとするという中に、非常勤の鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び災害補償については、地方公共団体の条例で定めるとなっておりますので、今私は、こちらのほうしかまだ考えておりませんが、国の農林水産省鳥獣災害対策室に確認したところ、やはりこの条例で定めるとすると言い切っているのです、必ず定めるようになっていきますというのが、この非常勤の鳥獣被害対策実施隊員の報酬、災害補償になっております。

中島好人委員 どうも御苦勞様です。項目の1は、もう誰しものが望むことだろうと、大いに賛成であります。もう一つはちょっと私も分からないんですけども、一つは2番の中に、各事業の関係事業者を協議会に加えていただくということがあります。この関係事業者ってのはどういうことを言っているんだろうと思って、次のページ見たら、上から四番目ぐらいに、山陽小野田市の鳥獣対策等協議会の構成員に、鳥獣被害状況に詳しい人材として、捕獲、駆除実績のある専門家、学識経験者、技術指導者、ジビエ等の利用活用関係者、実際に鳥獣被害が深刻な地区の住民が推薦する者及び民間の鳥獣被害対策実施隊員を加えることとあります。さっき言われた協議会に加えてほしい関係事業者とは、全ての団体のことを指しておられるんですか。

末永博子参考人 全て必要だと考えております。国が協議会の組織化と鳥獣被害対策実施隊の設置を推薦する理由が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針に書いてあるんですが、1、国の交付金事業を実施するために、協議会が必要ということ。2、防止対策を効果的、効率的に実施するため、3、地域全体で取り組む体制を作るためなんです。なので、この交付金メニューというのがたくさんございます。それぞれに対して、やはり協議会に関係者がいらっしゃらないと、この協議会でまずその交付金事業を実施するという

ことになりません。なので、必ず、特にその関係者の各事業の専門家ではないと、適切な計画が立てられないとっております。山陽小野田市には鳥獣被害に詳しい人材、捕獲、駆除実績のある専門家の方々がいらっしゃらないので、例えば被害状況が分かっているが、さらには、技術指導者も、若い方たちを育成するというのが計画にないがために、この国の事業の若い担い手の人材を確保するための事業ができていません。もし協議会の中に構成員がいらっしゃれば、こういうことも計画に盛り込まれるはずですが、あとジビエ等利用活用関係者です。該当なしとありますが、このジビエ利用活用関係者は、既にたくさん取組をされています。こちらの協議会に関する事項に載っているんですけども、構成員にジビエ関係の方がいらっしゃらないので、この処理加工施設の取組も該当なしとなっております。しかし、山陽地区にある処理加工施設ですけども、例えば、農業高校でジビエ調理実習とか、ふるさと納税返礼品で肉の販売もされています。けども、該当なしであります。そして、餃子、ソーセージとか、販売、通販もされています。小野田地区にある処理加工施設は、一般社団法人が運営されていまして、山口県第1号のHACCP認証処理施設なんですね。飲食店でのソーセージの販売、レトルトカレーの企画とか販売とかをされるようになっておりますが、こちらも全く該当がなしと。なので、協議会の構成員に必ず入っていただかないと、このようなことも分からないなど、この計画書を見て思いました。

中島好人委員 確認したかったのは、今私が言った、そういう団体を協議会に入れてほしいということの確認です。今よく分かります。その理由も分かりました。その前段に確認ですけども、協議会に入っていないと、国からの補助金がもらえないようになっているわけですね。

末永博子参考人 私も特措法を見て、更に確認しました。国の農林水産省鳥獣被害対策室にお電話したところ、実施主体については、この請願の交付金事業を早急に実施していただくためには、構成員に関係事業者を入れ

て、実施していただくのがよいということをお伺いしました。

森山喜久委員 それに伴って、請願項目2のアになるんですけど、先ほども話があった処理加工施設の取組というところで、今、山陽小野田市には、山陽地区に一つ、小野田地区に一つ、計二つのジビエ処理加工施設があるんですけど、こちらの関係者がいたら、資料②にありますように、捕獲した鳥獣をジビエに利用するのであれば、定額の活動費の支援がイノシシ、鹿ともに9,000円になるという理解でよろしいんですか。

末永博子参考人 国の交付金事業メニューの中にはそう書いてありました。

森山喜久委員 というのは、先般、委員会審査をした中で、有害鳥獣捕獲奨励補助金で、令和3年度、イノシシは617頭、鹿が28頭という数字の中で、イノシシの単価が4,000円、鹿の単価が5,000円というメニューがありました。こちらはきちっと有効に使えば9,000円で、捕をされる一人一人の方々に対しても、自己処理される方もいらっしゃるかもしれませんが、ジビエ活用すれば一人一人の支援にもなるということを求めて要望されているということですのでよろしいですよ。

末永博子参考人 そのとおりです。さらに、国策としてもジビエ活用すると言われております。実際、農林水産省で最近アップされたんですけども、もう令和5年度の予算が出ております。それが125億1,600万円と、令和4年度よりもかなり上がっております。その中でも、対策のポイントとして、鳥獣捕獲等の強化や、ジビエ利用拡大への取組等を支援しますということで、太字で書かれております。なので、国もジビエ利用活用の拡大に向けての支援がかなりありまして、さらに令和4年度の予算の内容からすると、特にジビエ利用拡大に向けた取組として、広域搬入体制の全国展開、豚熱感染確認区域における支援、あとジビエを扱う飲食店等の拡大、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施という形で、かなり支援をするようになっております。

なので、これは国策ですし、しかも山口県には12ほど処理加工施設がありますが、そのうちの2件が山陽小野田市にありまして、さらにHACCPで認証を受けている施設がありますので、これを活用して、是非、この計画書に盛り込むべきだと思います。ただ、今年の3月15日の一般会計予算決算常任委員会では、協議会の方で話した結果、答えが見つからなかったと発言されていらっしゃる方がいるんですけども、そうではなくて、ちゃんとこの協議会の構成員に処理加工施設の方がいらっしゃるれば、こういう計画もきちっと立てられて、国からの予算も頂き、もっと充実した計画、さらに猟師が苦勞しなくてよい、すごく充実した計画になるのではないかと考えております。

森山喜久委員 詳しい説明ありがとうございます。ただ、実際そういったことは、私たちもちょっと勉強不足だったので、そちらを含めて本当に必要だなと認識させてもらっています。あと、イトウになってしまうのかもしれないですけど、研修ですよ。捕獲の研修とか技術の研修とか、実際、末永さんも先般7月に勉強会をされたとの話があったと思うんですけど、そういったときの費用は、この講習されている方は、実際ボランティアでやっていらっしゃるのかなのか、教えてもらっていいですか。

末永博子参考人 ボランティアでされておりました。自治会とかでも勉強会、さらに私が呼んだのにもかかわらず、ボランティアでしていただきました。さらに、狩猟学校も費用を余りもらっていらっしゃるというようなお話を聞きまして、これでは続かないと思います。やはり人件費とかも掛かります。あと、研修をするには、それだけの道具が必要です。このOJT研修というのは、特に技術を習得するために、教育担当者が日常の業務に就きながら、一対一で指導する職業教育なんですね。ということは、技術を習得するために、現地でするんですよ。なので、例えば銃が使えないところでも、板と槍を持って、鳥獣と実際に格闘するっていうことをするんですね。そのときにけがをしたらどうするのか、いろいろなこと、あと道具も新調しないといけないと思うんです。わなも1個

もし使ってしまったら、例えばくくりわなとかってというのは、もうそれで1回でおしまいなんです。なので、この研修するにもかなりお金が掛かります。私は教室をしておりますけども、生徒から授業料を頂いております。この国の交付金事業があって、市がしていないということで、これは市民、若い猟師になろうという方たちが、支払われなくてもいいお金だからといって、すごく優しいんですけども、授業料を取っていらっしやらないようなお話を聞きました。詳しくは分かりませんので、またその辺は、市議会議員の方たちが調査していただいて、実際に是非勉強させていただければと思います。私は本当に素人ですので、その詳しいことは分からないので、申し訳ありません。

中島好人委員 二番目のウの項です。捕獲機材の導入費用の支援の交付が不足していると。実績を見ますと、有害鳥獣捕獲奨励補助金が21件で122万円とあるんですけども、それでは少ないから、一部では、こうやって補助があるけれども、一部では補助がもらえないという状況があるということで、公平公正のものをやってほしいというのか。あと、増額を求めているのか。請願者の趣旨は、どっちなのでしょう。

末永博子参考人 わな等ですが、協議会から猟友会を通して、貸出し等があるとお伺いしています。実際、捕獲計画数とかこの計画書を基に、国は交付金を出しております。さらに、国から県、県から市に振り分けられるんですけども、その中で、実際、捕獲実績数を見ていただくと分かるんですけども、例えば、令和元年の捕獲実績として、イノシシが335頭となっているんですけども、令和2年度の計画は、100頭、半数以下の計画なんです。さらに、令和2年度捕獲実績数が392頭なんですけども、捕獲計画数が令和3年度は100頭になっております。さらに、令和3年度の実績数は617頭なんですけども、計画数は100頭になっております。国は、この計画数を見て交付金とかを出しますので、実際の数と全く違う、低い数字が出ておりますので、わな等の交付金を十分にもらえていないのも分かります。さらに、私は中身がちょっと分からな

いんですけども、この猟友会に288名の方がいらっしゃって、駆除隊が26名いらっしゃいますが、その中でも数名が活動されていると聞きました。その中でも、活動されている方々にわなを貸していただけないってというのは、やはり、猟友会、協議会の中で何か問題があるのかなあとも思いますし、その詳しいことは本当に分からないので、是非、市議会で調査していただいて、どうなっているのか、詳細を確認していただければと思っております。私も県の担当者にお電話して、市が幾ら交付金を県から配分されているのかをお伺いしたんですけども、「教えられません」とお答えいただきました。私も一般市民ですし、もちろん狩猟免許を持っていませんので、その辺は関係者の市議会議員がお調べいただければ、必ず詳しく分かるのではないかと思いますので、明確にしていいただければと思っております。猟師の方々は皆さん、市民の方です。公平に平等にお願いしたいと思っております。

藤岡修美委員長　ここで換気のための休憩を持ちたいと思っております。11時5分から再開とします。

---

午前10時57分　休憩

---

---

午前11時5分　再開

---

藤岡修美委員長　それでは、委員会を再開します。引き続き質疑のある委員の挙手を求めます。

中村博行委員　まずもって、これだけもう資料、あるいは研究されて申し込まれたということにつきまして、敬意を表したいと思っております。私も随分早くから、議会の中でも10年以上前ぐらいから、鳥獣被害については一般質問等ですとずっとやってきました。また今朝ほど、私の家は古開作にあるんですけども、猿を目撃したという情報が入ってきました。もう広い農地なんですけど、そこにイノシシの発見というのがなかったんですけど

ど、最近ではそういったものも出てくるということで、本当に従来は、厚狭の北部の問題だったと思うんですけど、小野田地区の市街地まで出てきているという情報も入っております。そういった意味で、危機感を随分お持ちになって提出されたということについては、本当に共感できる場所があります。今までは、もう鳥獣被害対策と言ったら、もう猟友会に任せきりというような、どっちかという安易な考え方もあったし、ややもすると行政自体がそういったところがあったんじゃないかと。かといって、今日拝見するにして、猟友会も結局あんまり機能していないということもよく分かりましたので、そういった意味で、多分同じと思うんですけども、やはり、総合的な対策を求められているということで、むしろ、今、私が申しましたように猟友会だけではとてもやっていけないという、そんな気持ちをお持ちだと思うんですけど、いかがですか。

末永博子参考人 議員のおっしゃるとおりです。国の鳥獣による農林水産省業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針にも、そのように書いておきまして、猟友会の高齢化、あと、人数が少なくなっているということで、国が協議会の組織化、さらに実施隊員、民間の実施隊員を設置するようにと推進しております。民間の実施隊員は、山陽小野田市はゼロですが、近隣の宇部市、下関市には、もう100人、200人を超える民間の実施隊員がいらっしゃいます。特に国は、農村、都市ではないところでは、更に人口が減少しているということも考えていらっしゃると思うんですけども、よその地域からも、この民間の実施隊員を任命できるとなっております。民間の実施隊員の方々も、狩猟免許を持っていらっしゃる方だけでなく、農業に携わる方々、一般の方々、そういう方々も地域全体で持続的に被害防止対策に取り組むための体制を作るように、国を挙げてしております。この国の対策にも猟友会だけに頼るのではなく、市民全員で、このまちを守ろう、その体制を強化しましょうということっております。

中村博行委員 委員会ももう随分前から、この問題については結構、力を入れてと威張って言えるほどじゃないんですけども、ただ委員会としてもそういう予算を可決した中で、別に附帯決議といって、議案、その件については、了承するけれども、このところは、特に重点的に改めてやってくださいよというような附帯決議というのがあるんですけども、それには、しっかりそういうものを載せておりますので、またそういった附帯決議を、こちらから要求しているものをどのように対応していくのかということについても、今後、十分委員会としてやっていきたいと思っておりますので、その辺り見守っていただきたいと思っております。お願いします。

末永博子参考人 ありがとうございます。なので、本当に人的被害が出る前に、早急に、もう本当にすぐにでも実施をお願いします。よろしく申し上げます。

森山喜久委員 今、中村委員が言われたように、附帯決議の関係で、やはり経済的な負担が駆除隊員の方に掛かっているんじゃないかという話も3月のときにさせてもらった中で、2のウのところ、捕獲機材の導入経費の関係で、一部の猟師が捕獲機材の導入経費の補助金をもらえていないと。全額自己負担されていると聞いているという状況を書かれているんですが、この辺ちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

末永博子参考人 申し訳ありませんが、詳しくは分からないんですけども、そのお話を聞きまして、勉強会を受けた子供たちや保護者の方々が、ワークショップでわなを作りたいとお願いしまして、猟師の方、狩猟学校の先生にワークショップをしていただいて、くくりわなを作りました。それを、市にも一部寄附しました。実際に、わなとか、鳥獣被害についての勉強も子供たちが熱心にして、自由研究でも学校に出すということで、わなも自由研究、自由工作として、今、学校に出しております。その後も、本当に猟師たちが大変だから、返ってきたら、わなを市に寄附しに行くと言っておりますので、今月末又は来月には、こちらから市に、わ

なを数個ですけども、猟師、市民のために役に立つようにということで、寄附しようと思っております。それだけ、足りないんだと思います。

伊場勇紹介議員 この補助金に対しては、協議会と猟友会に市からお金が出ております。それについては、実態を委員会でちゃんと調査していただけたらと思っております。

前田浩司委員 鳥獣被害の中心的な役割を果たしておられる、狩猟者の減少とか、高齢化が著しいということで、かなり担い手が不足しているというのが実情だと思います。やはり将来にわたって適切に機能し得る、鳥獣保護体制の強化の構築を図る上で、是非とも産業建設常任委員の方につきましては、猟友会の本来の役割、責務について、担当部署の方にしっかり確認していただいて、今後の市民の方への安全安心ということも念頭に置かれての対策をよろしくお願い申し上げます。

恒松恵子委員 今日はいろいろありがとうございました。最初に学校からはメールだけが来るとおっしゃっておいりました。たしかに、「猿が出ました」、「イノシシが出ました」との目撃情報だけで、気を付けてくださいということです。また、勉強会もなさっていらっしゃると伺いました。特に子供たちの身近な存在として、学校に対して何か要望するようなことはありますか。

末永博子参考人 実際、教育委員会に私からお電話して、こういう鳥獣をたくさん目撃する方々がいて、不安だけを感じていらっしゃると。なので、私たちの教室でやったような、鳥獣、野生動物の生態について知り、命の大切さ、駆除の方々も、単に命を奪うんじゃないんです。人を守るために、駆除されていらっしゃる方なんです。猟友会っていうのは猟を趣味にされて、猟を楽しむ方々が多いと聞いておりますが、その中でも、駆除隊、さらに、その中で一番活躍されていらっしゃる方っていうのは、市民の命を守るために、しょうがなく駆除されていらっしゃるんです。

本当は動物が大好きな方々です。なので、そういう教育、もちろん、勉強会でハンターになりたいという子も出てきました。教育というのはとても大切なことだと思います。まず、ベースに教育があって、そこからの対策や市民の意識を切り替えるのも、まず教育だと思います。なので、学校で、例えば消防隊員の方が、火災での避難の仕方とか、訓練されるとは思いますが、これはもう自然災害です。なので、教育、学校の専門家を呼んでの講座とか、その辺もぜひ教育委員会で、学校でもするように、是非促していただければと思っております。

森山喜久委員 3で、民間の実施隊員の設置に必要な条例を求めると書かれてあるんですが、実際、山陽小野田市は実施隊員が10人だったと思います。ただ、先ほど民間の実施隊員で、ほかの市町で100人を超すというお話もあったと思うんですけど、もし、幾つかの市の実態をお知りであればちょっと教えていただいてもいいですか。

末永博子参考人 下関市でございまして、実施隊員が283名いらっしゃいます。その中で行政が13名、民間が270名です。宇部市は、実施隊員が165名、行政が6名、民間が159名いらっしゃいます。さらに、山口市が、実施隊員が124名、行政が10名、民間が114名で、きちんと条例でも定められております。

森山喜久委員 この実態ですね。下関市270名、宇部市で159名の民間の実施隊員の実態を含めてどのように取り組んでいるのかを執行部に、また確認していきたくと思っています。あと4は、捕獲計画の設定とか、過去数年の捕獲数を記載という部分は、先ほど資料で出された有害鳥獣の捕獲実績が資料③3であるじゃないですか。例えば、こういった一覧表を例えばホームページに出す、そういった実績を踏まえて、また計画をきちんとやっていってねという思いであるということによろしいでしょうか。

末永博子参考人 おっしゃるとおりです。現在、私が不明だと思っているのが、今年の3月15日の一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会記録から、「計画数を予算に合わせて計画した」と言われたんですね。でも、ここには実績を基にあってあるんです。言われていることと、実際のこの計画に書かれていることが違いまして、実績を見たら、このように、もう計画の数が半分以下なんですね。今ある予算が足りないとおっしゃって、結局その猟師が1年間で捕獲したときの活動経費とか、予算が足りないので、次の年に回してくださいと言われているようですが、予算が足りないのではなくて、この国の交付金をきちっと受けられて、きちっと要望できるような交付金を受ける計画書が駄目だからこそ、交付金の予算が足りないのではないかと、私の中で思っておりますし、実際にそうだと思っております。

森山喜久委員 3月の一般会計予算決算常任委員会的时候にもう少し追及すればよかったと思いますが、すいません。5のところと、さっきの2のところがリンクするかもしれませんが、勉強会の開催を市に促すようにという話があるじゃないですか。捕獲OJT研修とかジビエのOJT研修とかしていらっしゃる方が、今実際、ボランティアである分ではもう長続きしないと。ですので、ちゃんと被害防止計画の中でそういった方々に支援できるような体制を整える、そしてそれを市民に、特に子供たちの安全な体制を取れるような、勉強できるような場を設けると。それを求めているということによろしいですかね。

末永博子参考人 これは国が挙げて対策するようになっておりますので、そのようにすべきだと思っております。山陽小野田市も日本の国の一部でありますので、国策にのっとって、きちっと市が計画を立てて、実施していただかないと、協議会や実施隊員を推進するというその理由を考えれば、必ずそういう、この国の交付金事業というのは実施しないといけないということになると思えます。

森山喜久委員 この場合、この5の内容は、例えば市の職員がちゃんと勉強ができるように、例えば出前講座とかで、市民の前に行って説明するようになるべきということなのか、それともやっぱりちゃんと知識のある、現場に行っていらっしゃる、例えば駆除隊の方々が、話をしたほうが説得力あるんだと、どちらを求めるか。両方なのかもしれませんがちょっとその辺教えてもらっていいですか。

末永博子参考人 今すぐと申しますと、まず猟友会で、さらに駆除隊、さらに実績がある方っていうのはほんの僅かなんですね。その方々が、各地域の学校、あと自治会、あと市役所の方々に授業をするとなったら、相当な時間を費やすことになりまして、人数も足りないと思います。ただ、今、早急に、人的被害を防ぐという面では、早急にこういう授業や講座も必要だと思いますので、まず、同じような知識を持った人を育てる、教育プラス、申し訳ないんですけども、今実績がある方々と狩猟学校の先生方という方たちが勉強会を開いていただくほうが、効果はあると思います。実際に私の生徒たちも、女性ハンターを見たときに、女の子たちが、「かっこいい」、「ハンターになりたい」、さらに、ハンターイコール「殺す」ではないっていうのが分かったので、そこはマイナスのイメージからプラスになって、子供たちというのはやはりプラスなイメージの職種に就きたいと思うんです。ウルトラマンになりたいとか、人を救助したいりとか、特に男の子はそういう夢を持ちますが、女の子でも、やっぱりプラスのイメージの夢を持つと思うんです。その面でもそのハンターがプラスのイメージになっていく、それはなぜかという、正しい教育を受けたからなんですね。なので、正しい教育をするには、ちゃんとその教育者が知識を持っていないといけないんですけど、今実情その知識をちゃんと持った方々が少ないので、少ない方々で実施しつつ、その方々が教育者を育てるということも同時にしていくべきだと思います。

藤岡修美委員長 ほかに質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質

疑を終了します。参考人の末永様に、一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、貴重な御意見を述べていただいたことに、心から感謝します。頂きました貴重な御意見は、今後、本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

(末永博子参考人退席)

藤岡修美委員長 それでは委員会、暫時休憩とします。

---

午前 11 時 24 分 休憩

---

---

午前 11 時 29 分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、産業建設常任委員会を再開します。本日の審査内容の3番、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について、委員の皆さんの御意見をお願いします。

中村博行委員 前回、インボイスの関係でもシルバーセンター人材センターからこういった要望等もありました。今回も同様に、やはり趣旨はよく理解できると思いますので、これは今後、委員会等でこれに関わるような申請があればで、それに向けて、善処するという方向で、取りあえず、しっかり聞いて理解しておくということだとどめたらいかかと思いますが、どうでしょう。

藤岡修美委員長 中村委員から意見が出ました。

矢田松夫委員 山陽小野田市のシルバー人材センターから、どうするのか、どうしてくれるのかちゅう具体的なものがないですね。あるんですか、これ以外に。ないですね。

藤岡修美委員長 本委員会に出席はされません。

矢田松夫委員 この陳情書だけで審査するっちゅうことになるんだけど、本来なら、山陽小野田市議会に出すんだから、全国よりは、具体的に今の山陽小野田市のシルバーセンターがどういう状況なのか。だから、どういうふうにしてくれるのかというのが本来の筋だと思うんですが、どうでしょうか。

藤岡修美委員長 特に、具体的に……（「ない」と呼ぶ者あり）全国のシルバー人材センターの要望書に合わせたということです。ということで、中村委員の発言どおり、一応、この趣旨を理解して、今後の行動があれば、また協議していくということによろしいでしょうか。（発言する者あり）それでは、ここで休憩を取ります。

---

午前 11 時 32 分 休憩

---

---

午後 1 時 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、産業建設常任委員会を再開します。審査内容 2 番、議案第 53 号令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部の説明を求めます。

桶谷公営競技事務所長 それでは、議案第 53 号令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。また、お手元に決算の参考資料をお配りしております。本日の審査の参考にしていただければと存じます。なお、参考資料につきましては、先の 5 月議会、繰上充用の議案で御説明した内容と同じものになります。最初に、これらの資料を用いて、決算の全体像について簡潔に、そして 5 月議会とは別の視点も交えながら御説明させていただき、その後に、決

算書に基づく御説明をさせていただきたいと存じます。それでは、まず、資料1をお願いします。こちらの資料は、令和3年度の各場の売上状況です。合計欄ですが、5場全体の売上合計になります。1,032億9,495万2,700円となり、対前年度比109.1%となっています。平成20年度以来13年ぶりに1,000億円台を回復しました。このような売上状況の中、山陽場ですが、黄色で色塗りしている欄になります。まず、左端の開催日数ですが、上段が令和3年度の開催日数で112日となっています。下段が令和2年度の開催日数で89日ですので、23日の増加となっています。この112日の内訳です。まず、ナイターレース試行開催も含めた通常開催ですが、特別GI共同通信社杯プレミアムカップが、関係者に新型コロナウイルスの感染が確認されたため4日間中止となりましたので、当初予定の56日が52日の開催となりました。令和2年度が51日でしたので、結果的に1日の増となりました。一方、ミッドナイトレースですが、降雪のおそれのため1日中止としましたので、当初予定の61日が60日の開催となりました。令和2年度が38日でしたので22日の増となりました。続きまして、総車券売上額ですが、190億9,997万800円、対前年度比111.8%と続伸し、合併後の最高売上げを更新し、平成13年辺りの売上水準となっています。内訳では、本場、重勝式、場間場外、専用場外は減となったものの、電話投票における民間ポータルが大きく伸びています。続きまして、表の中央やや右にあります本場入場者数ですが、こちらの数値は山陽場の本場開催にいられたお客さんの人数になります。3万6,460人、1日平均では701人となっています。なお、1日平均はミッドナイトレースの開催日数を除いた数値ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として無観客でレースを開催した場合も、統計上はこれらの日数も含んだ総日数で算出することになっています。山陽場では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として6日間無観客でレースを開催しました。また、本場入場者数の1日平均の前年比ですが、山陽場が94.9%で、他の4場はいずれも100%を超え、5場全体では132.4%となっています。これらの背景ですが、1点目は、た

だいま申しあげましたように、無観客でレースを開催した場合でも、統計上はこれらの日数も含んだ総日数で算出しています。2点目は、前年比となりますので、例えば前年に数値が大きく落ち込んだ場合には、当該年度には、その揺り戻しが起こる場合があります。続きまして、右隣、電話投票利用者数ですが、売上額同様に民間ポータルが大きく伸びています。資料1につきましては、以上です。続きまして、資料2をお願いします。こちらの資料は、ミッドナイトレースを抜き出して作成した資料になります。先ほどの資料1の内数となります。60日の開催で、売上額は79億1,203万5,600円で、1日平均で、およそ1億3,200万円となりました。令和2年度の1日平均がおよそ1億1,100万円でしたので、およそ2,100万円増加しています。山陽場では、業界初となる6車立9レース制で実施しています。今後も特色ある多彩な形態のレースを展開することで、お客様に楽しんでいただくとともに、新たなファン層も獲得できればと考えています。続きまして、資料3をお願いします。こちらの資料は、各種の決算数値をまとめたものになります。資料の左側に付しています番号に沿いまして御説明します。まず1は、令和3年度歳入歳出決算になります。歳入歳出差引不足額の10億5,402万3,103円が、令和3年度末の累積赤字額となります。続きまして、2は令和3年度の単年度収支になります。歳入は1と同じく195億2,846万5,818円となります。一方、歳出には、下の3になります。これまでの累積赤字額、つまり前年度繰上充用金が含まれていますので、この金額11億8,215万2,948円を除いた194億33万5,973円が歳出額になります。その結果、1億2,812万9,845円の黒字となりました。続きまして、3は累積の赤字額になります。1と同じ数値となりますが、こちらは、前年度からどれだけ累積赤字額が減っているかに着目した計算になります。続きまして、4はリース料関係になります。令和3年度末のリース料の残額は、3億8,356万8,554円となります。なお、リース料の完済時期は、令和8年度となっています。続きまして、5は累積赤字額とリース料残額の二つの債務が前年度からどれだけ減ってい

るのかに着目した数値になります。数値は、上記の3と4を合算したものととなります。右端に付していますアルファベットAの2億484万2,845円が、令和3年度の二つの債務解消額になり、その下の14億3,759万1,657円が、令和3年度末の二つの債務残額となります。続きまして、6と7は保有する二つの基金になります。6が施設改善基金、7が財政調整基金になります。6の施設改善基金を軸に、より多く積み立てることとしており、7の財政調整基金は、公営競技の施行者として不測の事態に備えるため、2億円を目途に積み立てることとしています。両基金の増減額となりますBとCを合算した下から2行目の3億6,600万8,654円が、令和3年度に増額となった基金の総額となります。この金額に、先のA、2億484万2,845円を加えた1番下A+B+Cの金額5億7,085万1,499円が令和3年度の基金も含めた実質収支改善額になります。令和3年度につきましても、皆様に御理解いただきながら、単年度収支におきまして黒字、さらには基金へも一定額を積み立てることができました。こうしたことも踏まえて、実質収支改善額という表現を用いさせていただいております。資料3につきましても、以上です。続きまして、資料4をお願いします。こちらの資料は、小型自動車競走事業特別会計をその性質により大きく四つにグループ分けをし、それぞれの収支がどうであるかを仕分けた表になります。資料の左側に付しています番号に沿って御説明します。まず、1は小型自動車競走事業の根幹をなす開催に係る収支であり、この部分が包括的民間委託に関わる収支となります。収益保証は赤色でマーカーをしています5,046万1,511円になり、その下、包括的民間委託料は、4億1,349万1,902円となりました。また、試行開催として7日間開催しましたナイトレースもここに計上しています。ナイトレースの1日の平均売上げは、およそ1億5,400万円と好調でした。続きまして、2は開催以外に係る収支になります。⑥の項目の中に赤色でマーカーをしています収益保証5,046万1,511円は、同じく赤色でマーカーをしています⑦の項目の地域公益事業1,187万276円と主に人件費であります固有経費3,241万

8, 248 円に充当されます。なお、この表では明記されていませんが、充当された残りの額が6 17万2, 987 円になります。これが包括的民間委託により解消できた累積債務の額となります。続きまして、3は重勝式に係る収支になります。重勝式に係る収支は、一番下5, 862万1, 740 円となり、これも累積債務の解消に充てられます。最後、4はミッドナイトレースに係る収支になります。この、ミッドナイトレースに係る収支は、一番下1億4, 004万8, 118 円となり、これも累積債務の解消に充てられます。これら四つのグループの収支を整理し、まとめたものが表の一番下になります。先ほど資料3で御説明した内容と同じものになりますので、説明は割愛させていただきます。続きまして、決算書の御説明に移りたいと存じます。ただいまの説明と重複する内容もありますが、御了承いただきたいと存じます。まず、決算書の41ページをお願いします。歳入歳出決算総括表です。予算現額233億9, 868万1, 000 円に対しまして、歳入額は195億2, 846万5, 818 円となり、予算の執行率は83.5%となっています。一方、歳出額は205億8, 248万8, 921 円となり、予算の執行率は88.0%となっています。差引き形式収支は、10億5, 402万3, 103 円の赤字となりました。この不足額につきましては、令和4年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。続きまして、歳入から詳しく御説明します。決算書の464、465ページをお願いします。1款競走事業収入は、全体で195億2, 846万5, 796 円となりました。内訳として、1項事業収入は、192億6, 310万6, 620 円となりました。1目入場料収入は、特別有料席の入場料になりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、特別有料席は年間を通じてクローズとしましたので、収入はありません。続きまして、2目勝車投票券発売収入は、山陽の本場、それから川口場などの場間場外、サテライトでオートレースの発売をしている専用場外、及びオフィシャル並びにオッズパークなどの民間ポータルでの電話投票発売収入、さらに重勝式に関わる発売収入を合計したもので、192億5, 683万500 円となりました。内訳は、通常開催に係る発売収入が162億1, 703万

8,000円、重勝式の発売収入が30億3,979万2,500円となりました。この数値から、恐れ入りますが、歳出の472、473ページの中段やや上に計上しています4目勝車投票券返還金1億5,685万9,700円を差し引いた190億9,997万800円が、通常開催と重勝式の売上げとなります。そして、この数値が、先ほどの資料1の売上額と一致することになります。なお、通常開催のみの売上額は、160億9,634万6,800円で、重勝式の売上額は、30億362万4,000円となりました。再度、歳入の464、465ページにお戻りいただきまして、3目勝車投票券発売副収入は、627万6,120円となりました。続きまして、2項事業外収入は、2億6,257万2,632円となりました。主なものは、1節雑入として、場外発売事務協力収入2億4,031万6,351円、選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円となりました。続きまして、466、467ページをお願いします。3項財産収入は、278万6,544円となりました。財産収入の主なものは、1目の財産運用収入で277万7,890円となりました。なお、センターホール内で営業されています食堂の賃借料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、無観客で開催した令和3年9月の1か月分は全額免除としたところです。続きまして、2款繰入金ですが、こちらの執行額はありません。続きまして、下段の3款諸収入は預金利子が22円となりました。以上、歳入合計は、195億2,846万5,818円となりました。続きまして、歳出の説明に移りたいと存じます。468、469ページをお願いします。1款競走事業費は、全体で194億33万5,973円となりました。内訳として、1項総務管理費は4億1,428万6,090円となりました。まず、公営競技事務所6名の職員人件費として、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節職員福祉費の合計で、4,757万7,566円となりました。また、24節積立金は、備考欄に記載しています山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金が、3億4,000万7,228円、小型自動車競走事業財政調整基金積立金が、2,600万1,426円となりました。なお、これら二つの基金の保

有状況は、382ページをお願いします。表の中ほどやや下になります。山陽小型自動車競走場施設改善基金の現在高は、表の一番右端になり、11億3,248万1,413円となりました。その下、小型自動車競走事業財政調整基金の現在高は、同じく表の一番右端になり、1億7,739万3,660円となりました。再度、468、469ページにお戻りいただきまして、2項事業費は189億8,604万9,883円となりました。内訳として、1目事業費は、47億1,532万5,344円となりました。10節需用費1,288万5,706円の主なものは、ミッドナイトレースで使用する消音マフラーの部品代や照明設備自家用発電機の燃料費などになります。続きまして、11節役務費3,243万1,510円の主なものは、競走車運搬費2,995万4,784円となっています。続きまして、12節委託料は、37億3,394万6,048円となりました。主なものとして、備考欄の上から四つ目の発売業務委託料は重勝式発売に関わるもので、3億6,704万2,854円、その下、競走会業務委託料は、3億8,018万2,120円、二つ下、包括的民間委託料は、4億1,349万1,902円となりました。二つ下、インターネット投票業務委託料は続伸し、16億2,748万759円となりました。一番下、場外発売運営委託料は、4億4,893万8,143円となりました。この内訳ですが、山陽場の場外発売を他場にお問い合わせした際の委託料が3億5,421万1,529円。そして、山陽場が管理施行となっています専用場外オートレース宇部、オートレース笠岡、オートレース山陽の発売委託料が、9,472万6,614円となっています。なお、オートレース山陽につきましては、広島県三原市にあります専用場で、今年の10月30日にオープンしました。続きまして、13節使用料及び賃借料1億2,024万1,884円の主なものは、8車8枠システムのリース料7,671万3,000円となりました。続きまして、18節負担金、補助及び交付金は、8億1,227万5,446円となりました。主なものは、備考欄一番上のJKA交付金は、3億8,017万56円となりました。二つ下の特別拠出金ですが、これは、全国小型自

動車競走施行者協議会に、重勝式の売上げから拠出するもので、2億7,933万7,032円となりました。続きまして、一番下、2目賞典費は、選手賞金等として7億4,072万9,823円となりました。続きまして、472、473ページをお願いします。3目勝車投票券払戻金は、133億4,626万4,740円となりました。内訳は備考欄にありますとおり、上段の通常開催に関わる払戻金が112億4,372万7,970円、下段の重勝式に関わる払戻金が21億253万6,770円となりました。続きまして、4目勝車投票券返還金は、1億5,685万9,700円となりました。返還金が発生した主なレースは、4月15日の第10レースの落車事故、2月6日の第12レースの落車事故による競走不成立などが挙げられます。また、2月16日のミッドナイトレースにおきましては、吹雪のため第6レースと第7レースを中止し、こちらも返還しています。続きまして、5目公営競技対策費1,500万円は、選手会部品庫会計貸付金であります。続きまして、6目施設改善費1,187万276円は、全額、地域公益事業になります。地域公益事業の詳細は、恐れ入りますが、別冊の決算に係る実績報告書の52ページをお願いします。表の下段になりますが、令和3年度は13事業を実施しています。続きまして、2款公債費と3款予備費は、執行額はありません。最後に、474、475ページをお願いします。4款前年度繰上充用金ですが、これは、令和2年度末の累積赤字であります11億8,215万2,948円となります。以上、歳出合計は、205億8,248万8,921円となりました。以上で、決算関係の御説明を終了します。これまでのお客様、そして、これからのお客様に御愛顧いただけるよう、引き続き、職員一丸となり、全力で取り組んでまいり所存です。御審査のほどよろしくをお願いします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑に移りたいと思いますが、説明の順に従って、まずは資料で、一番分かりやすいので。1ページから質疑を受けたいと思います。

中村博行委員 1日平均のときに、無観客のときも開催日数として除すると言われたんですが、これは全国統一でそうするようになっているんですか。

大下公営競技事務所主幹 JKAがまとめた資料で、他場も無観客の日がありました。無観客もカウントして、統一した資料を出されております。

中村博行委員 無観客じゃなかったらなんぼかちゅうのを、例えば括弧書きで入れてもらえれば、数値がより良くなるんじゃないかと思しますので、その辺をちょっと検討してもらえればと思いますが、どうですか。

大下公営競技事務所主幹 その件は、JKAと相談させていただきたいと思えます。

藤岡修美委員長 ほかに資料1で、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、2ページ、資料2です。ミッドナイトレースです。（発言する者あり）はい、3ページです。決算の数字が分かりやすく整理されております。非常に分かりやすいです。

森山喜久委員 ここで聞いていいかどうかあれなんですけれど、この度、債務残高を令和8年度で解消に向けてという話もあったんですが、施設改善、施設改修の予定とか計画は、実際にはどうなっているのかを教えてくださいませんか。

木村公営競技事務所次長 御質問ありました施設改修の件ですが、以前よりスタンドの改修ということで、これが大きな事業であろうということで、基本構想を作りまして、その後、それに基づいた設計業務という形を行ってまいりましたが、最終的に今は未完成ということになった次第であります。先般もお話しさせていただいたかもしれませんが、この件につきましては、一度、本当にどういう形で、レースを運営しつつ、それをやっていくのかどうかというものと、それとそもそも、設計の完成に至

らなかった理由がどうなのかということで、現在その大きな原因といったものを探っている状況であります。とにかく、昔からの数十年来の施設自体の様子を職員がしっかり把握していかななくては事が始まらないのかなと思っております。ですから、今のところ、施設をどのような形で改修していくか、まだ年数までは表記はできませんけども、そういったところも加味しながら、新たな包括の新契約に基づいて、今後どのぐらいの施設改善基金を積み立てていけるのか、そういったところも加味した段階で、年数といいますか、そういった計画を慎重に立てていきたいと思っております。よって、申し訳ありません、今のところは、何年どころかという詳細まではできておりません。

森山喜久委員 施設全体の話になるんで、やはりなかなか進まないのかなと思うんですけど、例えばスタンドをどうするかっていう話だったら、すごい大上段に構えてやらなきゃいけないと思うんですけど、例えば周辺の選手宿舎の関係とか、その周りの関係の施設とかを、先に方針決定しながら、あと、利用者の方々が少しでも活用しやすい状況を作っていくっていう——まあ、これもトータルだと言われればそうかもしれませんが、ただ、やっぱり結構老朽化、特に選手宿舎はそう思いますし、バリアフリー化も進めなきゃいけないところもあると思いますが、その辺の計画はどうでしょうか。

木村公営競技事務所次長 今のところ表立った計画というのは出ておりませんが、今、御指摘のありました例えば選手宿舎側、つまり管理地区なんですけども、そちらの主要施設等々につきまして、建築年数や経過年数が何年であり、できればどの施設から改修していったほうがいいというのは、内部では一応つかんでおります。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、資料4です。

中島好人委員 重勝式やミッドナイト等の収益があるんですけども、僕がちょっと気になっているのは、当たるんですの収支は、どこに出されているんですか。

大下公営競技事務所主幹 大きな3番の重勝式に係る収支ということで、これが全部当たるんですに係る収入及び支出です。その結果、昨年度は5,862万1,740円ほどのプラスが出たという結果をお示しております。

中島好人委員 前回の記憶では横ばいか、ちょっと下火になっているっちゅうような状況の報告があったと思うんですけども、その辺をもう少し説明してもらえたらと思います。

大下公営競技事務所主幹 重勝式につきましては、令和元年度は約30億7,000万円、令和2年度は約45億3000万円という結果が出ておりますけども、残念ながら昨年度から減少傾向にあります。現在も同じような形で推移しています。これについては、会員数は伸びておりますが、それがお客さんの投票行動につながっておりませんので、やはり認知度を高めるとともに、宣伝や広告を打って、お客様には投票行動に移っていただくというのを、まずはやらないといけないかなとは思っております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにありますか。  
よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、決算書に移ります。  
464ページの歳入、464ページ、465ページです。

中村博行委員 前から指摘しているんですけども、払戻時効収入が570万円から580万円に行っているんですけども、これは以前から、せっかく買ってもらったファンに戻すものが戻せていないということになりますので、何かそれ以降に対策なりを検討されていますか。

大下公営競技事務所主幹 払戻時効金については、以前お答えしたとおり、例えば、車券の裏面に、有効期限が60日、あるいは投票所の等間隔に有効期限は60日ですという張り紙をしておりますし、場内のテロップでも流しております。それ以上はどういった策を打つかというのは非常に難しいんですが、ただ、今、紙媒体での車券を買うお客さんが減ってきており、民間ポータル、あるいはオフィシャルの電話投票で買われる方が非常に増えていますので、その場合は、的中された場合はすぐ口座に入金がされます。そういった面では、時効金は以前と比べたら減りつつありますので、その辺りは、どうお客さんに周知していくのかというのは、研究させていただきたいと思っています。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかにありますか。（「自動的に戻るのが一番ええよね」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）466、467ページ。

森山喜久委員 46ページ7の一番上、備考の。レース映像利用料の収入についての説明をお願いします。

大下公営競技事務所主幹 これについては、ある民間ポータルの会社が、レース映像を使用したいということで契約を結ばせていただいて収入を頂いております。ちなみに、税抜で1日当たり1万9,000円ほど頂いております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、歳出移ります468ページ、469ページです。

中村博行委員 競走車運搬費の約3,000万円ですが、これも以前から検討されたらどうかということで、結局ボートなんかはもう工具箱の一つで

移動できるということになれば、運搬費も掛からないし選手の負担もなくなるだろうという感じがしているんですけども、そういう検討とか提案とかはありますか。

大下公営競技事務所主幹 競走車の運搬費は、開催日数が増え、いわゆる3日、4日の開催、これは「節」と申し上げますけども、節が変われば交流参加選手が変わってきますので、当然増えてくるんですが、ミッドナイトを始める際に、競走車運搬費の節約といいますか——競走車の運搬費を含めて同じく、すみません決算書の471ページの18節の負担金補助、交付金の上から四番目、選手の参加旅費も、競走車の運搬費と比例して、開催日数が増え、節が増えれば増えます。その節減の方法として、例えば、4日間の通常開催を行った後に、続けて同じ選手でミッドナイト開催を行うことによって、選手に支払う旅費も2回支払うところが1回で済む部分もありますし、競走車もそのまま残りますので、今年度はそういったことを開催の数節で実施しております。JKAと日程編成の協議をする際に今後も経費節減につながるような効率的な日程編成をお願いしたいと考えております。

恒松恵子委員 10節需用費に燃料費がありますけれども、近年のガソリン燃料高騰の影響は受けていらっしゃいますか。何か対策もされていますか。

大下公営競技事務所主幹 令和3年度決算額の燃料費は、主に照明の発電機の軽油代です。今年度から、株式会社JPFとの包括的民間委託契約の中で、この燃料費も一応その中に含めるということで先方と折り合いが付きましたので、今年度は、市で負担しておりません。全部運営費ということで、株式会社JPFに持っていていただきますので、市として負担は増えておりませんが、株式会社JPFのほうは負担が増えていますので、例えばミッドナイトレースであれば、開催中の来鳥対策と併せて、発売中に照明を切っています。そういうことで節減に努めております。

恒松恵子委員 来年以降、もしかしたら株式会社 J P F が負担するか市が負担するか、協議の場はあるかもしれないと考えとっていいんですか。ずっと、そちらの負担になるのか、教えてください。

大下公営競技事務所主幹 一応こういった運営費につきましては、一度先方に受けていただいたものについては、基本的には先方に持っていただくということでこれまでもやっております。現状、原油価格はかなり高騰していますので、株式会社 J P F からこれでは運営上かなり厳しいという話があれば、協議の場を設ける可能性はありますけれども、先方に持っていただくというスタイルは、一応変えるつもりはありません。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにあれば。はい、470 ページ、471 ページです。

森山喜久委員 12 節委託料の電話投票業務委託料の委託先は 1 者でしょうか。電話投票業務委託料について、説明をお願いします。

大下公営競技事務所主幹 電話投票業務委託料につきましては、業界のオフィシャル電話投票の業務を委託しております。委託先は、一般財団法人オートレース振興協会にお願いしております。業務内容は、例えば電話投票会員の募集等々、あるいは日々の電話投票の運営等々の委託をさせていただいておりますので、基本的には業界のサイト内での電話投票業務の委託ということです。

森山喜久委員 あわせて、インターネット投票業務委託料についても説明をお願いします。

大下公営競技事務所主幹 インターネット投票業務につきましては、今は 4 社と契約を結んでおります。これは 4 社とも民間業者です。これについて

は、一定の料率に基づいて委託料を支払っております。

森山喜久委員　ちなみに4社のシェアは、大体均等なんですか。やっぱりどこか強いところがあるんでしょうか。

大下公営競技事務所主幹　4社を仮にA社、B社、C社、D社と表現させていただきますと、大体60%程度がA社です。あと、20%ぐらいがB社、あとの15%程度がC社で、5%程度がD社となっています。これも民間企業の経営努力なのか認知度なのかは、分析が非常に難しいんですけども、A社がかなり突出していると、一応、数字上は出ております。

森山喜久委員　あわせて、場外発売運営委託料の説明もいいですか。

大下公営競技事務所主幹　これにつきましては、先ほどちょっと説明させていただいたと思うんですが、本市主催レースを他場、つまりほかの4場に発売を委託したときの委託料と、私たち山陽小野田市が管理施行者となっている三つの専用場外である宇部、笠岡、山陽についての発売委託料です。

森山喜久委員　12節委託料の不用額は、実績に基づいて不用額が生じたという理解でよろしいでしょうか。

大下公営競技事務所主幹　私たちも予算組みをするときに、まず歳入を、特に売上げを中心にして、綿密に予算編成させていただきます。理想どおりに売上げが行けばいいんですが、やはり、公営競技の売上げというのは水物というところもあります。3月の補正で対応できないということではいけませんので、若干、余裕を持った予算の組み方をしており、どうしてもこういった不用額が出てしまうということです。今会計が累積赤字を抱えておりますけれども、これが逆に売上げを超えた場合は、弾力条項というのも地方自治法等々ではできますので、今のところはそういう

状態になっておりませんが、ある程度余裕を持って予算を立てさせていただいておりますので、こういった不用額がどうしても出てしまいます。そこは御理解いただきたいと思います。

森山喜久委員 では、18節の負担金、補助及び交付金の不用額も同様の趣旨ということでよろしいですか。

大下公営競技事務所主幹 例えば、各団体の分担金とか協議会の負担金については、予算を組んでほしいという提示がありますので、ほぼ不用額なしで組めるんですが、JKAの交付金も御存じのとおり売上げによって額が動いていますので、当然不用額が生じます。それから、当たるんですによる開催場負担金、あるいは特別拠出金についても、売上げに応じて料率で予算組みをしますので、どうしてもこういった形で不用額が出る場合もありますし、選手参加旅費も不測の事態を備えて、ちょっと余裕を持って予算を組みますので、こういった負担金、補助及び交付金についても、物によっては不用額が生じます。

藤岡修美委員長 ギャンブル依存症が問題になってくるんですけれども、実際にオートレース場に来られて投票される方については、看板等々で対応されているという過去の話があったんですけれども、インターネット投票でこれだけ売上げが伸びたことでの対策は考えておられますか。

大下公営競技事務所主幹 インターネット投票につきましても、民間ポータルサイトの4業者は、一応成人として確認できる免許証等の書類の提出を求めて、投票時には提示された書類を基に、成人認証をされています。業界内のオフィシャルサイトにつきましても、銀行口座とひも付けをして、銀行口座が成人として認証できなければ、投票できないシステムを取っていらっしゃるようですので、こうしたいわゆるネット上の投票においても、きちんと成人認証させていただいてますので、一応そういっ

たギャンブル依存症対策については、ネット中でもきちっと対処させていただいております。

藤岡修美委員長 成人認証でギャンブル依存に対処できていると考えておられるんですか。

大下公営競技事務所主幹 もう一つは、購入限度額です。例えば、中には非常に資力を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、もう一つの方法とすれば、やはり購入限度額を設けていただいて、もう今日はこれしか使えませんというようにしていただかないと、ほかの有効な方策はなかなかないのかなと思っております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）472ページ、473ページです。いいですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）474ページ、475ページです。ちょっと、どこで聞いていいか分からなかったんですけど。例の駐車場問題ですね。地権者との話合いが、その後どうなっているか。進展をお願いします。

桶谷公営競技事務所長 第5駐車場の問題につきましては、これまでの方針を転換して、基本的に利用していない第5駐車場は、地権者の方にお返しするといった長期的なスタンスに立って、現在、誠意を持って地権者の方と交渉させていただいております。この駐車場の問題につきましては、方針転換をするに当たりまして、顧問弁護士とも十分協議し、いろいろとアドバイスを頂きながら交渉に当たっているところです。これまで大切な土地を長期にわたりましてお借りしておりましたので、まずは地権者の方に感謝の意を表しながら、山陽オートレース場が抱えています現状も説明させていただきながら、どこかで折り合いを付けて、ソフトランディングしたいと思っております。まだ具体的にどうこうと皆様方に御報告できる段階には至っていません。以上です。

中村博行委員 売上げが随分上がってきて、予算のときか5月か、この契約内容が随分変わってきて、今回決算したような数字ではとてもなくなるような感じを受けているんですけども、要するに最低保証にしても委託料にしても、全て大きな数字になってくるので、早期に財政計画も作られるべきだと思いますけれども、その状況についてはどうですか。

桶谷公営競技事務所長 ただいまお話いただきました包括委託につきましては、幸いなことに、この4月から向こう5年間、金額的に大型な契約内容で更新することができました。この中心となるのは、やはり非常に収益性の高いミッドナイトレースを、双方が同じベクトルで売上げを伸ばしていこうといった合意の下、5年間の大型契約を締結することに至りました。内容はもう、既に御説明させていただいたとおりです。かなり、充実した内容になっていますので、債務解消は、今まで皆様方に、令和17年度、あるいは令和14年度といったお話をさせていただいておりましたが、それよりは早まるものと感じています。一方、スタンド改修、選手宿舎等も含めた管理地区の改修も視野に入れて、今後、施設全体の見直しを行っていくわけですが、使える補助金であったり使える起債であったり、そういったものを具体的に詰めていく必要があると思っています。その中で、最大の資金となりますのは、やはり現在保有しています施設改善基金ですので、施設改善基金を使いながら、起債も何年償還で据置き何年にするとといった細かいシミュレーションが必要と考えています。資金ショートを起こさないような形で、これから先もやっていこうと思っていますので、その辺りも含めての返済計画、財政計画となりますと、もう少しお時間を頂きたいと思っています。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を終わります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第53号について採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は認定すべきものと決定しました。では、暫時休憩します。

---

午後 2 時 3 分 休憩

---

---

午後 2 時 5 分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開します。本日の審査番号 4 番の閉会中の継続調査事項につきましては、本日請願を審査しましたけれども、14日に執行部を呼んで審査します。その請願審査の後に、閉会中の継続調査事項については審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、本日の産業建設常任委員会の審査を終わります。

---

午後 2 時 6 分 散会

---

令和 4 年 (2022 年) 9 月 8 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美